

総社市商店街通り界隈地区 空き店舗兼住宅活用事業補助金

商店街通り界隈地区で空き店舗兼住宅を所有される方へ
現在使われていない店舗を貸し出しませんか？

店舗部分と住宅部分との機能
分離等に係る経費について

対象経費の $\frac{1}{2}$ を補助

助成上限

R8.10.1から
開始！

50万円

対象要件

- ◆商店街通り界隈地区（空家等活用促進区域）内の物件であること
- ◆店舗部分が使用されなくなってから3ヶ月以上その状態が継続していること
- ◆店舗部分を出店者に貸し出す目的で、機能分離工事等を行うこと
- ◆出店者は、小売業（消費者と対面して行うものに限る）、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉業のいずれかの業種を営むこと
- ◆市内の業者を主たる施工業者として行うこと

補助対象経費

- ◆店舗部分と住宅部分の機能分離に係る経費
- ◆既存残地物の撤去及び処分に係る経費
- ◆電気、ガス、水道等のメーター分離に係る経費
- ◆内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事その他これらに附帯する設備の整備に係る経費

※内装工事、外装工事は店舗部分を貸し出すために必要最小限度に限ります。

総社市商店街通り界隈地区空き店舗兼住宅活用事業補助金についてのお問い合わせは、

総社市 人口増推進課 までどうぞ！

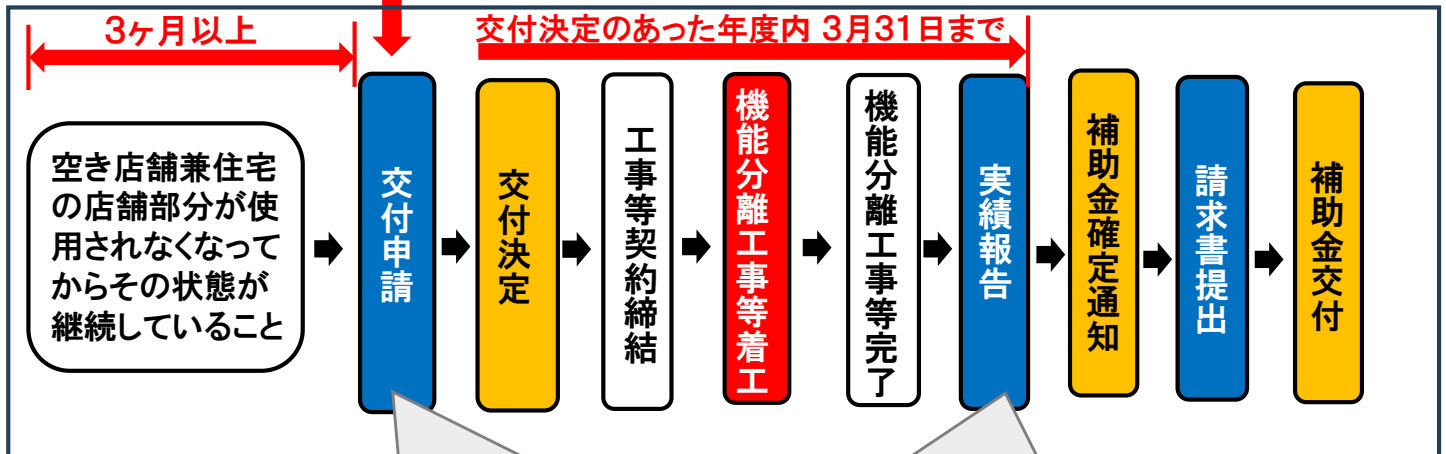
電話 0866-92-8308
FAX 0866-93-9479
Mail jinkou-up@city.soja.okayama.jp

注意事項

- ◆実績報告時には、出店者に関する申告書、店舗部分の貸出しを証する書類等の提出が必要です。
- ◆工事等が完了した年度の終了後2年間、店舗部分の貸出し状況についての実施状況報告書を提出してください。
(基準日:9月30日、3月31日時点の状況を翌月末までに提出してください。)

申請から補助金交付までの流れ

※必ず工事の契約日より前に申請書の提出が必要です！



申請時に必要なもの

- ①補助対象建築物の登記事項証明書
- ②補助対象建築物の位置図及び現状写真
- ③関係権利者全員の補助対象事業の実施に対する同意書
(共有者その他の関係権利者がいる場合に限る。)
- ④市町村税を滞納していないことを証する書類
- ⑤店舗部分を出店者に貸し出す旨を記載した誓約書
- ⑥工事等の実施内容を確認できる設計図面又は平面図等
- ⑦工事等の見積内訳書
- ⑧市内の業者が主たる施工業者であることを確認できる書類
- ⑨その他市長が必要と認める書類

実績報告時に必要なもの

- ①工事等請負契約書の写し
- ②工事等の完了を証する書類
- ③工事等完了後の写真
- ④補助対象経費に係る請求書、領収書その他支払を証する書類の写し
- ⑤出店者に関する申告書
- ⑥店舗部分の貸出しを証する書類
- ⑦補助対象者の責めに帰することができない事由により貸し出すことができないと市長が認める場合で、出店者への貸出しの募集その他貸出しに向けた具体的な取組を行うときは、⑤⑥に代えて、その理由書及び店舗部分の貸出しに向けた具体的な取組が確認できる書類
- ⑧その他市長が必要と認める書類

補助対象とならない経費

- ◇国又は県その他の団体から補助金等の交付を受ける経費
- ◇お客様が利用しないスペースに係る経費（バックヤード（倉庫）、厨房等）
- ◇店舗兼住宅の住居部分に係る改修費
- ◇空き店舗兼住宅以外に係る改修費
- ◇華美な装飾等に係る改修費（シャンデリア等）
- ◇店舗改装費に係る単なる諸経費

総社市商店街通り界隈地区空き店舗兼住宅活用事業補助金についてのお問い合わせは、

総社市 人口増推進課 までどうぞ！

電話 0866-92-8308
FAX 0866-93-9479
Mail jinkou-up@city.soja.okayama.jp